（別紙３付属）

移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項

１　熊本県移住支援事業・マッチング支援事業に関する報告及び立入調査について、熊本県及び熊本県内の市町村から求められた場合には、それに応じます。

２　マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合、当該登録の取消に応じます。